

第14回 地域活性化ワーキング・グループ 議事録

1．日時：平成27年3月13日（金）13:59～15:01

2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3．出席者：

（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、翁百合、佐久間総一郎、
長谷川幸洋、松村敏弘

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、
市川規制改革推進室次長、柿原参事官

（厚生労働省）健康局 稲川生活衛生課長、吉岡生活衛生課長補佐

4．議題：

（開会）

小規模宿泊業のための規制緩和

（閉会）

5．議事概要：

柿原参事官 それでは、時間になりましたので、ただいまから「規制改革会議第14回地域活性化ワーキング・グループ」を開催いたします。皆様方には、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公開することとなっておりますので、あらかじめ御了承願います。

以後の進行は、安念座長をお願いいたします。

安念座長 どうもありがとうございます。

それでは、早速、本日の議題であります、小規模宿泊業のための規制緩和に入らせていただきます。

本議題につきましては、昨年10月に、規制改革ホットラインへ御提案をいただきまして、今年の2月12日開催の第12回の当ワーキングにおいて、提案者、ヤフー株式会社さんと、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構さんより、その内容を伺いました。

また、去年の12月4日の、第8回地域活性化ワーキング・グループで、有識者でいらっしゃいます、星野リゾートの星野代表より問題意識を伺ったところでございます。

本日は、これらの提案事項、問題意識に対する厚労省側のヒアリングを行いたいと存じます。

それでは、関係者の方、お入りいただきください。

（厚生労働省、入室）

安念座長 お忙しい中、御足労いただきまして、ありがとうございます。当ワーキングの座長をやっております安念と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局のほうから、規制改革ホットラインへの提案事項及び有識者の問題意識について御紹介いただきまして、その後、厚生労働省さんから、御見解を承りたいと存じます。柿原参事官からお願いします。

柿原参事官 それでは、事務局より御説明いたします。

お手元の資料の1 - 1、それから、資料1 - 2、1 - 3に沿いまして、本日の議題に関連する、規制改革ホットラインへの要望事項及び有識者の問題意識について御紹介いたします。

資料1 - 1は、これまで規制改革ホットラインに寄せられた提案事項と、昨年12月の有識者、星野代表の問題意識をまとめた資料なのですが、その後、特に、ホットラインの提案事項につきましては、ヤフー株式会社さん、それから、都市農山漁村交流活性化機構さんから直接お話がございまして、そのときの資料が出ておりますので、要望の全体を、事務局のほうで、便宜、まとめてみたものが、その資料の1 - 1の表紙でございます。本日はそれに沿って、御説明いたしたく思います。

これまでの問題意識を整理いたしますと、例えば、ここにあるような3点に問題意識を集約することができるのではないかと考えております。

まず、1点目でございます。こちらは、ヤフーさんの問題意識からきているものですが、イベント等を実施する際の「民泊」に対し、一定条件のもと、旅館業法の適用を除外、または許可手続・施設基準等の緩和を行うべきではないかということです。

ヤフーさんの御提案そのものは、資料1 - 2の14ページあるいは15ページに集約されておりますけれども、これは一例として、要は規制緩和の方法としてあるいは旅館業法そのものの適用を外す条件として、例えば、実費しか受け取らないような場合には、旅館業法の適用を外す、あるいはイベント等により一時的に増加した旅行者を宿泊させる場合には旅館業法の適用を外す、あるいは、宿泊施設が著しく少ない地域において民泊を実施する、こういった場合には、旅館業法の適用を外すということが考えられないかという御提案でございます。

さらに、15ページにありますとおり、もし、それがかなわない場合であっても、旅館業法そのものの見直しということで、新たに民泊という類型をつくりまして、こういったようなものについては、一定の規制緩和をできないかというような御提案でございます。

以上が1つ目の問題意識です。

資料1 - 1に戻っていただきまして、今度は2点目の問題意識です。

こちらは、都市農山漁村交流活性化機構さんの問題意識と、ホットラインへの要望、あるいはヒアリングでのお話から抽出したものですけれども、小規模の農林漁家民宿の対象範囲を拡大すべきではないかという問題意識です。

こちらにつきましては、お手元の資料1 - 3の13ページ、一番最後のページでございま

すが、こちらに要望の内容が集約されておりますので、これに基づいて御紹介いたします。小規模の農林漁家民宿ということで、要望の内容はここにあるとおり、とがあるのですが、中心になるのはでございます。現行の規制では、農林漁業者に限定して、旅館業法の簡易宿所の規制の内容の一つである、延べ床面積33平方メートル以上の条件を、例えば、農山漁村地域で生計を立てている農林漁業者以外の者にも拡大してほしいという御要望をいただいております。

以上が2つ目の要望です。

また、資料1-1に戻っていただきまして、3点目の問題意識ですけれども、こちらは、自宅または別荘について、自らが使用していない期間など一定の範囲の下、有償で貸し出す場合の旅館業法の適用関係を見直したらどうか、という問題意識です。

これは、資料1-1の一番最後、4ページ目の参考3でございます。こちらは、昨年12月ということで、星野代表からの問題意識です。

こちらは、議事録の抜粋ですけれども、かいつまんで御紹介しますと、例えば、遊休別荘地についてということで、3行目ですが、自分の家を自分が使っていないときに、旅行者に貸すという、そういう問題意識です。日本の場合には、その後、ゾーニングの問題を含めて、家をそのまま旅館にするということになると、旅館業法の許可の問題が出てきて、なかなかそういったことができないという問題意識でございます。

事務局からの御紹介は、以上でございます。

安念座長 どうもありがとうございました。それでは、厚労省さんから、今の御提案や、問題意識についての御見解を承りたいと存じますが、よろしゅうございますか。

厚生労働省（稲川課長） 厚生労働省の生活衛生課長の稲川でございます。大変いろいろな件でお世話になっておりまして、ありがとうございます。

本日は、旅館業法ということで、資料2ということで、用意をいたしましたので、まず、私から御説明をさせていただければと思っております。

まず、1枚めくっていただきまして、旅館業法の旅館というのは、どういうものが該当するかというところがございますけれども、旅館業法上、旅館業というのは、一つは施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業であることとされております。ここでいう、「宿泊」でございますけれども、寝具を使用して、施設、この場合、ホテル、旅館等を利用することとされています。これは、先ほどありましたように、人を宿泊させる営業ということになっていきますので、この営業の定義でございますが、これにつきましては、ここにありますように、1つ目のでございますが、施設の提供が、1つは社会性を持っている、裏返すと、知人に貸すとかということではないような、一般的にそういうものとして営業しているということと、それと、継続反復されているという2点で判断をするということになっております。

あと、「人を宿泊させる営業」ということについては、単に、部屋を貸すということとの、線引きの問題が出てきますけれども、これにつきましては、下にございますように、

まず、1点目といたしまして、施設の管理や経営形態を総体的に見まして、宿泊者のいる部屋を含めた施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められる場合ということ。

それから、利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有しないということで、営業をしているという、2点ということでございます。

なお、宿泊料を受けることというのが、冒頭でございますように要件になっておりますので、宿泊料を徴収しない場合には、旅館業法の適用は受けないという整理になっております。

2点目の、「旅館業の種別」です。これは、もしかしたら御存じのことかと思いますが、一応御説明させていただきますと、旅館業法上、旅館業の形態として4種類の形態が認められておりまして、まず1点目がホテル営業ということで、これは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設けまして、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所及び下宿営業以外のものということになっておりまして、洋式の構造のものでございます。

それから、2点目の旅館営業が、和式の構造ということございまして、和式の構造及び設備を主とする施設を設けて、宿泊料を受けまして、人を宿泊させる営業で、簡易宿所及び下宿営業以外のものということございまして、これは、和式のものということになります。

それから、3点目が、いわゆる簡易宿所という簡易な形態でございますけれども、宿泊される場所を、多数人で共有される構造及び設備を主とする施設を設けて、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿以外のものということでございます。

それから、4点目の下宿営業でございますけれども、これは、施設を設けて、1カ月以上の単位で宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業ということでございます。いわゆる、学生の下宿というような場合、その部屋を借りて、その人が住んでいるということになりますので、それは生活の本拠がここにあるということで、そういうものは一般に該当しないということですので、最近、この形態がほぼなくなってきたのはいるのですが、一応、法律上は、こういう4形態が常備されているということになります。

それから、次の3ページ目のところに「構造設備の主な基準」ということになっております。

まず、客室数につきましては、ホテルは10室、旅館は5室。

客室床面積が、ホテルだと延べ9平方メートル、旅館だと7平方メートル、簡易宿所は、部屋の制限はございませんけれども、33平方メートルというような要件が備わっております。

これは、やはり、旅館業法も、もともとは衛生規制ということでスタートしておりまして、一定の衛生水準を確保するためには、ある程度、宿泊者を集めて経営が安定するということが必要だということで、このような条件が定められているということでございます。

それ以外に、玄関帳場、いわゆるフロントでございますけれども、ホテル営業と旅館営

業については、玄関帳場、それに類する施設を設けるということになっておりますが、簡易宿所は特にそのような規定はございません。

あと、換気等につきましては、これはどの形態であっても、適切な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有することをうたっております。

お風呂につきましては、ホテルにつきましては、宿泊者の需要を満たすことができる洋式浴室、またはシャワー室を有する、それから、旅館業と簡易宿所については、公衆浴場があるような場合を除き、入浴施設を有することというようなことがございます。

その他、あと、各都道府県等において、条例で構造設備の基準を定めておりますので、各地域において、それに沿って運用していただく必要があるというような、大きな法律上の規定になっております。

そういうようなことではございますけれども、ただ、いろいろなケースがございますので、全てのケースにこれを全て当てはめるといって、なかなかちょっと難しいところがあるということで、旅館業法の施行令及び施行規則におきまして、具体的に、その構造設備の基準の特例を設けることができるということになっております。

以下にあるような形の特例がございます。

1点目が、キャンプ場、スキー場とか、海水浴場等において、特定の季節に限って営業する施設の場合については、客室数でありますとか、床面積でありますとか、フロントは置かなくていいですよというようなことになっております。

それから、交通が著しく不便な地域で、利用度の低いものについては、客室数とか、客室の床面積、玄関帳場等の基準を適用しないということになっております。

それから、一時的な、体育会とか、博覧会とか、イベントなどで一時的に営業するような場合については、客室数とか、客室の床面積、玄関帳場の規定を適用しないということになっております。

あと、今回の提案でございます、農林漁業者が営む農家民泊につきましては、客室、床面積、大体この場合は、恐らく簡易宿所でやっておられると思いますが、33㎡の規定は適用しない。

それから、あと、文化財保護法の規定に基づく、重要伝統建築物の保存地域内における伝統建築物、例えば、京都の町家でありますとか、神戸の異人館とか、そういうようなものでございますけれども、そういうものにつきましては、なかなかフロントを置くというのは難しいので、フロントを置かないことを認めているということでございます。

次の、5ページ目でございます、私どもの、今回の御提案に対する考え方、具体的には、ヤフーさんのイベントの話、それから、あと、農家の民宿、民泊の話、それから、別荘等の話でございますけれども、旅館業法はもともと、宿泊者が入れかわるということを前提に、感染症の感染やまん延防止をはじめとする公衆衛生の確保の必要性から、施設の構造基準とか運営上必要な衛生措置、あるいは宿泊者名簿の義務づけということを行っております。特に、宿泊者名簿等につきましては、いろいろな感染症の感染が後でわかった

ときに、その患者さんを追えるでありますとか、あるいは最近でいいますと、テロの関係で、警察庁からきちんとやるようにということをやられているということがございまして、そういうような規定を定めているということでございます。

それから、いわゆる民泊につきましても、先ほど1ページ目で御説明しました、宿泊施設を提供する、業として行うということに該当する場合には、旅館業法の適用を受けるということになっているということでございます。

なお、旅館業を行うためには、いろいろな法律の基準を満たすということでもありますので、関係省庁と連携を図りやっているとということでございます。

一方で、先ほど4ページ目で御説明しました、構造設備の基準の特例を設けることによりまして、施設の特性でありますとか、季節的な状況、地理的状況、地域における宿泊施設の需給状況等に対応できるということになっておりまして、御提案いただいた内容につきましても、そういう運用の中で、どういう対応ができるかについて検討していきたいと思っております。

簡単ではございますが、私どもの説明は以上でございます。

安念座長 どうもありがとうございました。それでは、残りの時間はディスカッションといたしましょう。どうぞ、どなたからでも。

では、ちょっと私から。何も知らないものですから、のっけから妙なことを伺って恐縮なのですが、鉄道に寝台車というのがありますよね、あれは旅館業法によってカバーされる範囲ですか。それとも、範囲でないなら、その範囲でない理由は何だということになりますか。

厚生労働省（吉岡課長補佐） 課長補佐をしております吉岡と申します。

基本的には、鉄道の旅客運送という形で管理されているということで、私どもは認識しておりまして、その中で、移動中に就寝されるということも含めて対応されているものと理解しておりますので、そこは、宿泊をするための施設といえますか、そういった場所ではないということでは理解しております。

安念座長 では、宿泊の定義には当たらないというのが、結局のところの、カバレッジから外れる理由だと考えればよろしいわけですか。

厚生労働省（吉岡課長補佐） 基本的には、そのとおりでございます。

安念座長 そうはいつでも、しかし、社会通念上、泊まっているには違いないので、この2条の定義の読み方が問題になるのですが、これは、旅館業とは何かということ、それ自体として決めているわけではなくて、そこから先が読み方の問題になるのですが、一種の和集合という書き方なのかなと思われまして、つまり、法律上の呼び方、ホテル営業プラス、旅館営業プラス、だから、AプラスBプラスCプラスDイコール旅館業、つまり、旅館業というものの独自の定義はないと理解するべきなのか、実はそうではなくて、旅館業というのは、ABCDのいずれにも属さないものも含めて、ある種の上位概念としてあるのか。それは何を伺いたいかと申しますと、もし前者の、単なる和集合であるとすれば、社会通

念上、とにかく泊まるというものであったとしても、お金を受けなければ初めから範囲内だからいいのですけれども、お金を受けても、なおかつこのABCDのどれにも属さないから、旅館業法上の規制が及ばないという領域があり得る。それとも、そうではないのか。どういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

厚生労働省（稲川課長） 私どもとしましては、AプラスBプラスCプラスDが旅館業ということで、旅館業としては、その4つが旅館業に該当するという。

安念座長 法律の読み方としては、そう読まざるを得ないでしょうね。どうぞ。

佐久間委員 今の、安念座長のお話に関連するのですけれども、カプセルホテルというのは、旅館業の対象にはならない、それとも、それは簡易宿泊なのですか。

厚生労働省（稲川課長） カプセルホテルは、今、簡易宿所で許可をとっていただいています。

佐久間委員 簡易宿所でとっている、こういうことなのですね。

厚生労働省（稲川課長） はい。

佐久間委員 次に、お寺に泊まるというのは、宿泊料というところですか、ということですか。

厚生労働省（稲川課長） 旅館業法上、お寺を明確には除外をしておりませんので、今、仮に、もし取っていないのであれば、それは宿泊料を取っていない。

佐久間委員 食事代でも、そこは実費という概念はないので。

厚生労働省（稲川課長） 今、旅館業法でも、食事代だけしか取らない場合は、宿泊料を取っているとは解釈しておりませんので、先ほどのヤフーさんの提案も、実費というのは、食事代という意味であれば、それは旅館には該当しないということにはなると思います。

安念座長 このところは概念の整理として重要で、例えば、食事代しか取っていないのではない、つまり、何らかの意味で、宿泊の対価を取っている。それで、例えばの話ですが、これはヤフーさんの御提案だと、年がら年中やっているわけではないが、ほぼほぼ、年に数日は、これからもやるだろうという営業の形態である。

しかし、それはどうもこの4種のどれにも当てはまらないような気がするのですけれども、そうだとすると、そもそも旅館業法のカバレッジの範囲外だという解釈になるものなのでしょうか、どうでしょうか。

厚生労働省（稲川課長） 私どもとしては、旅館業として現行許可が取れるのは、この4種のどれかに該当する。

安念座長 ものだけですよね。

厚生労働省（稲川課長） 4種類のどれかに該当するだけだということであり、かつ、それ以外のものについては、何といたしますか、それ以外の形態で旅館業ができるということではなくて、旅館業をやるのであれば、この4つのどれかでやってくれというようなことです。

安念座長 それは、先ほどのお話とは違うでしょう。そうではなくて、旅館業は上位概念ではないのですから、この4つ以外には、旅館業というのではないわけです。この4つに当てはまらないものは、そもそも旅館業ではないのですから、少なくとも、旅館業法上の規制は受けない、つまり、許可は要らないとならないと、論理としてはおかしくないですか。

厚生労働省（稲川課長） 私が先生の言葉を正しく理解していなかったのかもしれませんが。

安念座長 いえいえ、私の言い方が悪かったです。

厚生労働省（稲川課長） 私どもの理解としては、旅館業として許可を受けられる形態というのは、この4つの形態であって、4つの形態以外の、宿泊形態ということは、法律上認められていないという考え方なのですが。

安念座長 つまり、さっきおっしゃった、私もそうだと思うのですが、許可を受けなければならないABCD、これは確かに、受けなければならないわけです。しかし、それ以外に、有償で宿泊させるという何かがあるかもしれないのです。それは、ないかもしれないけれども、あるかもしれない、そういうものがあるとしたら、どうなるかということ、さっき伺ったわけです。

つまり、有償での宿泊というのは、この4つのうちのどれかに必ず入るのだとおっしゃるなら課長のおっしゃるとおりです。入らないものがもしあるとすれば、私の言うことになる。どちらなのですか。

厚生労働省（吉岡課長補佐） 先生がおっしゃっているのは、先ほどのように、年に数回というものが、いわゆる、業にあたるかどうかという問いだと理解しておりますが、確かに、あくまでも、反復継続、資料の1枚目に入れておりますけれども、この内容で、社会性をもって、継続反復されるというのが、業として対象としておりますので、この業として対象とする以上は、この4形態のいずれかで整理せざるを得ないというのが私どもの考え方でございます。

安念座長 それはおかしいでしょう。ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業、それぞれに定義されているのですよ。定義されているというのは一定の限定を被っている。どうぞ。

佐久間委員 済みません。わかりやすい例でいえば、1カ月を切るホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業ではないものというのは、何であっても、ここでいう、施設を設け宿泊料を受けて人を宿泊させる営業としては成り立つのですね。ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業以外で、ただし、1カ月を切る、例えば1週間で、そういう形をやっても、この定義には入ってくるのだと思うのですが、それは入らないのだということになると、まさに、AプラスBプラスCプラスDだけだと、こういうことになるのですね。

厚生労働省（稲川課長） よろしいですか。

安念座長 どうぞ。

厚生労働省（稲川課長） この定義というのは、基本的に、施設を設けて、宿泊料を受けて、人を宿泊させる、営業ということですので、その行為に該当するものであれば、当然、この規定の適用は受けるのだと思うのです。

佐久間委員 もうちょっと言うと、下宿営業で1週間のやつというのは、この旅館業の定義に入ると思うのですね。施設を設けて宿泊料をもらって、人を宿泊させる、ただし、1カ月はいない、1週間単位で、なおかつ、ホテル営業でも旅館営業でも、簡易宿所営業でもないと、こうなったら、入るのですが、それはどうなるのでしょうか。

それは世の中に存在してはいけなくなると、完全にAプラスBプラスCプラスDになる、こういうことなのですから。

刀禰次長 事務局からも確認をしてもよろしいですか。この読み方、法律の第2条を見ていただくと、まず一つは、簡易宿所という形態がある。これは、場所を多人数で共用する構造と設備があって、恐らく1人か2人の専用部屋ではない構造ですよ。そういう構造で、宿泊料を受けて宿泊させる場合というのがあり、もう一つ、下宿営業というものが、これは、1月以上の期間を単位として、人を宿泊させる、そういうものがある。それではなくて宿泊させる場合には、和式の構造か、洋式の構造か、どちらかを持っていれば、今の厚労省さんの御説明は全て、ホテル営業か、旅館営業か、どちらかに当たるという御説明になるのでしょうか。

すると、前提は、理屈の問題ですけれども、和式でも洋式でもない方式というのは、世の中にはないということですか。料理などだと、和でも洋でもないのはアジアンとか、中華とかいうのがあつたのですが。

厚生労働省（稲川課長） そこはそうです。どちらかに入れて。

刀禰次長 和式ではないものは、むしろ洋式だと、そういう解釈があるのですか。

厚生労働省（吉岡課長補佐） 基本的には、ホテル営業と旅館営業、洋式、和式ということで分けておりますが、それぞれ、おおむね、半分以上が洋室の場合であれば、ホテル営業、和室のほうが多ければ、旅館営業というような運用で行っておりますので、先ほどおっしゃられたような、いわゆる和式でないものというのは、一般的には洋式のものというように捉えていると認識しております。

刀禰次長 確認ですけれども、和室か洋室かというところで、和式、洋式は判断していると。「式」というと、なかなか非常に広い、システム的な概念ですけれども、畳タイプとか、そのまま地べたに座るような、普通の日本の伝統的なお部屋を持っているのは和室であり、そうでないものは洋室だということで、それで分けしているということですね。そうすると今度は、恐らくおっしゃっているのは、個室を設けて、人を泊まらせるのは、どちらかに必ず当たるはずだと。そうすると、今度は個室がない形というか、農家民宿なんかもそうですけれども、普通の、必ずしもドアのないような、鍵もかからないようなエリアも含めて、大広間であつたり、または、普通の部屋でも区切られた個室と明確にいけないような、日本の和式の建築なんかそうですが、そういうところに泊めてあげると

ということになった場合に、多人数で共用する構造があれば、下宿という特殊な形を除けば、基本的に全部簡易宿所に入るといふ、そういう説明なのでしょうか。

厚生労働省（吉岡課長補佐）　そういうことです。

刀禰次長　ということで、結局、人を泊めさせるもので、社会性をもって継続、反復されていけば、全てのものが当たるはずだというのが、厚労省の御説明ということでしょうか。そういう御説明が御理解いただけるかどうかということだろうと思います。

佐久間委員　そうすると、私が言った、1カ月を切る、1週間単位の下宿営業というのは、下宿営業ではなくて、それは、構造が洋式か和式か。

刀禰次長　または個室構造がなければ簡易宿所。

佐久間委員　個室構造を持っていれば、それはもう、洋式か和式化のどちらかに、必ず入るという意味が、この洋式、和式だと。だから、その中間はないのだと。

厚生労働省（稲川課長）　それか、簡易宿所かということですか。

佐久間委員　個室構造があったら、個室構造があった場合は、これはもう、ホテルか旅館にしかないもので、それはもう、どちらかに必ず入るのだと、こういうことなのですよ。

厚生労働省（稲川課長）　そういうことであります。

安念座長　今回の提案や問題意識を、一番大上段のところから、議論しなければいけないかということ、そうではないのですが、今の御説明は、やや法治主義の大原則に反しはしませんか。つまり、和式でなければ洋式なんて、それは無理ですよ。洋式というのは、もしウエスタンだとすれば、その中間形態は幾らだってあるのですから、それは全部洋式だというのは、それは無理でしょう。

それから、簡易宿所にしても、宿泊する場所を少人数で共用する場合はどうなるのか、つまり、AプラスBプラスCプラスDという明文の規定の形をとりながら、実は、旅館業法は、旅館業という、それ自身の定義を伴った上位概念を有しているとおっしゃっているのと同じなのです。つまり、すき間はないと言っているのですから、しかし、それなら、何で4つに分けて、4つしかないという書き方をするのかも、これはなかなか理解しにくいところですよ。

まあ、それはいいでしょう。それはいいというのは、私はどうも、旅館業法は、幾つか立法上の瑕疵がありはしないか、大昔にこういう業態しかなかったもので、こうなっただけの話ですので、皆さんの責任では全然ないのですが、今の時代はちょっともう、追いつかないという気がするのですよ。大体、下宿営業なんて、そもそもないとおっしゃっているのですから、それがあのおかしい。

それともう一つ、条例なのですけれども、基本的に条例への委任を政令でしていますよね。あれは、少なくとも学界レベルでは、昔から議論のあるところですよ。法律が政令で定めるといっているものは、政令という法形式で定め切るべきなのだという考え方があって、それをどうして、さらに、省令ではなく条例に委任できるのだという議論は、アカデミッ

クには昔からあるのです。それはいいとしても、この条例への委任の仕方は、今日的には、過度に包括的な感じはしませんか。

つまり、何について定めろというのではなくて、「その他」なんかというわけだから、それまでのも例示でもないわけです。「その他の」、ではないのですから、そうすると、非常に広範囲になって、必ずしも公衆衛生とか、衛生だけではなくて、例えば、うちの事務局が調べた例によると、大人のおもちゃを置いてはいけませんみたいな、そういうものもある。結局、委任の仕方が非常に包括的だからだと思うのです。この委任の仕方は、ちょっと今日的ではない感じがなさいませんか。

厚生労働省（稲川課長） 私どもは、現に、この法律に沿った運用をしていますので、なかなか、それに対しては。確かに、最近の立法の形式だと割と委任するときは、もうちょっと要件を書くことになっていると思います。

ただ、この法律ができたときの経緯で、もう長年、都道府県に委任をしてやってきている状況があるので、これはこれとして、私どもとしては、これを前提に仕事をせざるを得ないところはあると思います。

安念座長 どうです、任期中にお変えになりませんか。まず、ちょっと都道府県によってばらつきが多過ぎるのです。地域的な特色でこうせざるを得ないというならわかるのですけれども、余りないのです。何でそうなったのか、恐らく、その担当者もよく説明できないのがある。だから、政令で条例に委任なさることについて、理論的な問題はいいけれども、もうちょっと枠をはめていただいたほうが、全ての人にとっていいのではないかというような気がするのです。どうですか、この政令はどうです。

厚生労働省（稲川課長） 長年、ある意味、地域の中で、そういうルールでやってきたものがあるという状況で、もちろん、多少ばらつきみたいのところはあるのだと思うのですけれども、そこは、地域の実情で、そういう御判断を都道府県でされたということなので、そこは、我々としては、尊重せざるを得ないと思っております。

安念座長 どうですか。このヤフーさんと、それから、協会さんの提案あるいは星野さんの問題意識を、プロパーに絞って議論していただくとすれば、どんなところですか。

どうぞ、佐久間さん。

佐久間委員 もう一度、この4ページの、例えば3でいいのですけれども、体育会、博覧会等のために、一時的に営業する施設の場合は、これはお金を取る営業であっても、客室数だとか、床面積だとか、帳場等の基準を適用しないと、では、どういう基準かというのが、自治体のほうにおろされているという理解でよろしいですか。

厚生労働省（吉岡課長補佐） ここの構造設備基準の特例につきましては、この特例の部分で、本来、必要な要件を免除するという形になっておりますので、その他残っているそれぞれ、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業等の構造設備基準は、そのまま適用されるということでございまして、等でまとめておりますけれども、こういった代表的なものが、こういった要件に合致する場合につきましては、要件が緩和されるということで御理

解いただければと思います。

佐久間委員 済みません、私が聞いたかったのは、体育会があった場合で、一時的に営業する施設の場合は、例えばホテルであって、10室以上必要だということは守らなくてもいいと、こういうことですよね。

厚生労働省（吉岡課長補佐） はい。

佐久間委員 床面積も守らなくていい、帳場等もなくていい、残るのは、主なものでいうと、換気と入浴設備、こういうことなのでしょう。

厚生労働省（稲川課長） 残りますのは、先ほどありました換気等と、それから、入浴設備とか洗面設備、トイレみたいなところは、政令で定めてありまして、それ以外に、先ほど安念座長からおっしゃったような、条例に委任されている部分があるというような、法律の構成になっているということでございます。

刀禰次長 事務局から補足いたしますと、今のヤフーのケースであれば、資料1 - 2の12ページでございますけれども、ヤフーの提案によれば、結局、一般の方がそういうイベントのときに自宅に宿泊させようとするのと、一軒一軒の家庭で、旅館業法の許可が必要になる。許可の場合、部屋数とか面積の制限は、一時的なイベントであればないのかもしれませんが、結果的に、今、厚労省から御説明がございましたような、ある意味では当たり前ですけども、そういった要件をきちんと満たした上で、さらに県の条例で定める細かい点がございまして、そういった点を満たさなければいけない。現実の一般家庭が、年に一度のイベントのために、こういう許可を受けるというのは困難ではないかというのが、提案の趣旨だと理解しております。

佐久間委員 よろしいですか。今のところで、12ページは、帳場等を備える必要はないというのが、この規則から、これは多分、体育会か何かだと、こういうことの特例でこうなっている、あとは条例でと、こういう構造になっているケースだと理解していたのですが、そうすると、玄関帳場はなくてもいいはずなのに、そこは特例規則をさらにオーバーライドして、やはり要るのだということになっていると、こういうことなのでしょう。

厚生労働省（吉岡課長補佐） よろしいですか。

安念座長 はい、どうぞ。

厚生労働省（吉岡課長補佐） 恐らく、ヤフーさんの御提案の12ページのところの例は、あくまで、一般的な宮城県の基準として、こういうものが設けられているということなので、このイベントについて、宮城県がこれを主張しているということではないと理解しております。

刀禰次長 厚労省に確認ですけども、先ほどの、この3つ目に書いてある、体育会、博覧会等で一時的に営業する施設ということについて、主に念頭に置いているのは、そのためにプレハブのような施設を設ける場合であるという説明を聞いたことがどこかであるのですが、そういうことではなく、厚労省の御解釈としては、このヤフーの御提案のような、ツール・ド・東北とか特定のイベントのために一定期間泊めるものは、3番に当たる

はずだから、客室とか帳場等の基準は適用されるはずがないという御説明でよろしいのでしょうか。

安念座長 どうぞ。

厚生労働省（吉岡課長補佐） 私ども、この法律の運用に当たりまして、衛生上の基準であるとか、そういったもの、自治体さんのほうで条例等を定めていただくための基準として、衛生管理要領というものを示させていただいております、いわゆる、技術的助言といわれるものです。その中の例示として、一時的に、仮設で用意されるようなものも業の許可の対象として、お考えいただくときの基準としては、当然、免除される部分は免除されるものとして理解しておりますし、もともとの趣旨としましては、こういった要件に合致する場合の、使用の用途というものにつきましては、省令上定めている条件となっておりますので、そこは、実際に使われる施設、こういったものがあるのかということで、自治体さんのほうで、御判断いただく部分があるのかと思いますので、排除をしているということではないと御理解いただければと思います。

安念座長 私の理解が悪いのかもしれませんが、施行規則5条1項で決めているのは、令2条の施設のことですよね。そのうち、仮にですけれども、ツール・ド・東北というのが体育会、博覧会等であると、そのための宿泊施設であるということに当たるとしましょう。令2条は、ホテル営業、旅館営業、または簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものの、交通が著しく不便な地域にあるもの、その他特別の事情があるのであって、厚生労働省令で定めるものについては、前条第1項から第3項までに定める基準に関して、厚生労働省令で、必要な特例を定めることができると規定しています。ここでいう、この前条とは、この令1条のことですよね。令1条が、一般的な施設の基準を定めていて、規則でまた、その特例を定める、こういう規定の仕方になっておりますよね。

そうだとすると、この、厚生労働省令で定める特例よりも、かさ上げた基準を、条例で定めることはできないですね。その理解はそれでよろしいですか。

厚生労働省（吉岡課長補佐） 先生がおっしゃるとおり、基本的には、これ以外で定めていただくことになると思います。

安念座長 わかりました。我々も宮城県当局に、直接確かめたわけではないので、その点について、国の法令と、宮城県の法令とのすり合わせを、もう一回厳密にやってみます。どうぞ。

厚生労働省（稲川課長） 先ほど刀禰次長さんがおっしゃった話でいうと、プレハブに限ったところではなくて、一般家庭に泊める場合であっても一応、この特例対象になるということには、なるということにはなりません。

安念座長 それは当然でしょう。柿原さん、何かありますか。

柿原参事官 以前、ワーキングでヤフーさんからお話を伺う前に、いろいろ確認したところなぜこの特例を使わなかったのですかと言ったら、宮城県との対応なので、詳細はわかりませんが、だめだと言われたという趣旨のようなことで、何でだめなのだろう、今の

厚生労働省さんのお話と違っているのです。仮にもしそこができるのであれば、一つの重要な例外になるので、事実関係が違うところで議論してもということでございます。

刀禰次長 ただ、いずれにしても、その許可が必要になるという世界については変わりがないということですね。ですから、一般家庭では困難だとおっしゃっているものは残っています。

安念座長 そうなると、現行法を前提にすると、やはり、最大の関門は、営業としての性格を有しているかということになるのでしょうか。恐らく民泊といっても、食事代だけで本当に、ほぼほぼボランティアでなさる方もいらっしゃるだろうが、しかし、ある程度の対価は取りたいとおっしゃる方もいて、そういう人まで含めないと、とてもではないがツール・ド・東北のときの、一時的な需要を賄うことはできないですよ。純粋なボランティアだけではできない。

さて、そこで問題は、営業とは何ぞや、それから、宿泊の対価とは何ぞやということになって、これはもちろん、当局としては、ケース・バイ・ケースでないと、何とも言えませんというお答えになるのはよくわかるのですけれども、ここはどうですか。ある程度の指針というのか、解釈というのか、そういうものの蓄積みたいなものを、明らかにしていただいて、余り御心配いただかなくてもいいのだという、そういう方向性が見えてくると、大分いいかなという気もするのですが、どんなものでしょう。

厚生労働省（稲川課長） 確かに、先生がおっしゃったように、個別にということにはなるのですが、どういう形で、現に運用されているかというところを、私ども、全て押さえ切っているわけではないので、そこは、何か考え方を示せるか示せないかについては、検討させていただければと思います。

安念座長 ちょっと僕ばかりしゃべっていますが、どうぞ、皆さん。

長谷川委員 このヤフーの資料にある、12ページの、宮城県の規制の中に、浴室が男女区別されていることというのが入っていますけれども、普通の家庭は男女区別されていないので、ここについてはどのように考えたらよろしいですか。

厚生労働省（稲川課長） 旅館業法の施行令の中にも、浴室を分けるとまでは書いていないので、宮城県がどこまでされたか、私どもも、もう一回調べてみますけれども、これは、政令で定めていること以上、もしこれが本当であれば、それは政令との関係では、どうなのかなという感じはしております。そこは確認させてください。

長谷川委員 例えば、浴室は1カ所であっても、時間差で男女区別するという例は、よくあることなのですかけれども、それでもいいということでしょうか。

安念座長 法令はそうなのではないですか。国の法令のレベルでは。

厚生労働省（吉岡課長補佐） おっしゃるとおり、基本的には簡易宿所の浴場につきましては、近くに公衆浴場等があれば、対応もできるような、比較的、ホテルとか旅館に対しましては、基準が緩やかになっておりますので、当然、宿泊される施設の規模、最低限の面積等しか決めておりませんので、大きなものになれば、やはり、男女を分けていただ

くとか必要な措置というのがあると思いますので、実際には、原則的には、男女を分けていただきたいということは言っているとは思いますが、これは確認がとれておりませんので、思うだけですが、基本的には施設の規模に応じて、弾力的に取り扱われていると、私どもは認識しております。

詳しくは、確認させていただきたいと思います。

安念座長 うちの事務局で調べた限りなのですけれども、余り弾力的ではなくて、宮城県の条例はやはり簡易宿所であっても、男女区別されていることと、はっきり明文の規定がある。もちろん、近くに公衆浴場がある場合は、それでいいと、それは法令にも書いてあるわけですけれども、今どき、公衆浴場なんて、もうめったにないから、自分のところで自家風呂を備えるしか、ほかに方法はないのです。宮城県は、なんか特別心配性の県なのかは知りませんが、男女区別されていることという明文の規定があるようでございますので、うちの事務局が調べましたから、もし、必要であれば情報提供いたさせますので、どうぞ。

刀禰次長 今の浴室の関係ですと、星野リゾートのヒアリングのときにおっしゃっていたのは、正確なものかどうかはわかりませんが、混浴施設というのを一つの文化としてやりたい場合であっても、明確にだめと言われる場合と、指導でだめと言われる場合とが、県とか地域によって違って、結果としては、既存のものはなぜかOKなのだけれども新規のものは認められない、ということもございました。なかなか現場レベルの判断が、浴室に関しても難しい面があるという例だと思っておりました。

安念座長 どうぞ。

佐久間委員 この自宅別荘の問題も議論に入っておりますけれども、まず、確認なのですが、自宅別荘を1カ月超えた期間で貸すのは、これは、旅館業法上は問題ない。

厚生労働省（稲川課長） 先ほどの旅館業の定義の中で、生活の本拠に当たれば該当しないと書いてありましたが、生活の本拠の解釈として、通例、1ヶ月を超えたら賃貸で借りることがあるかなということで、一応、1カ月のところで解釈の線を引いているというような運用をしております。

佐久間委員 バカンスなので1カ月、生活の本拠は別に自分の家のところ、ちょうど1カ月バカンスなので、人のどこか別荘を借りるというようなことをすれば、それは問題ないのですね。逆にそういう人をお客として、別荘で営業するということは、ゾーニングとか、ちょっとほかのことは除いて、旅館業法は問題ないと。

厚生労働省（稲川課長） 今の運用解釈ですと、1カ月というところで、生活の本拠かどうかは線を引いていますので、もし1ヶ月を超えてということであれば、東京に住んでいる方が軽井沢に行ったということかもしれないけれども、その1カ月間、軽井沢のほうに本拠があるというふうにみなしている、ここに線を引くということのみなしているということでございます。

佐久間委員 それは、今そういうふうにされているということ伺いましたが、1カ月

ホテルに泊まることなんて結構あるので、その場合は、そこが本拠になると言われてしまうと困ってしまっていて、長期出張者なんていうのは、1カ月、2カ月、ホテルにいたり、会社の寮にいたり、そんなのはもう日常茶飯事に起きることなのですね。ですから、期間が1カ月を超えると、そこが本拠という話はないと思うのですが、そこはどう考えるのでしょうか。

厚生労働省（稲川課長） 言い方がちょっと悪かったかもしれませんが。ホテルに1カ月間以上泊まる方はいらっしゃるとは思いますけれども、ホテルという業態は、あくまでも1カ月というのを前提としておりませんので、1日ごとに替わるということを前提とした業態ですので、そういうものであれば、ホテルに泊まる人がたまたま1カ月間いるからといって、ホテル全体が旅館業ではないかという、そうではないということでございます。

もし、その別荘というのが、仮に、1カ月以上しかやらないということで、運用されているのであれば、それは旅館とはみなさないでおこうというのが、考え方の整理ということなのです。

刀禰次長 事務局より確認ですけれども、この下宿営業で1カ月と、今のおっしゃっている1カ月とは、たまたま1カ月という期間が同じでも、別の意味だということでしょうか。要は、1カ月を超えると、下宿営業という概念に、普通、法律上は当たるのですが、先ほどおっしゃったように、1カ月を超えている場合は、逆に、本拠を移しているとみなすので宿泊ではないということで、逆に、ここが、今の解釈によって事実上空文化しているという説明でよろしいのでしょうか。

厚生労働省（稲川課長） ちょっとそれは整理をしたいと思います。

安念座長 ちょっといいですか。お手元に資料1-1という、うちの事務局がつくったものですが、その最後のページのところをちょっとごらんいただいて、これは割に前からいろいろ、各方面で問題になっているところでして、自分の別荘を他人に貸す、別荘は、べたっと一年中いるという人はめったにいないので、せいぜい2か月とか、それくらいしかいない、空いている期間を、他人に貸したい、もちろん有償で貸したい。しかし、貸別荘となるわけだから、借りる人もそんなに長くはないわけです。せいぜいウイーク単位、例えば、2週間とか3週間あるいはオフシーズンの週末だけとか、そういうやり方で宿泊の対価を取る、これはどうなのだと。

これぐらいなら、法の規制を全部なくせとは仮に言わないとしても、少なくとも、許可制という、極めて強い縛りは必要ないのではないかという問題意識は、この星野さんも含めて、いろいろなところから聞くところなのですが、これについて何か、厚労省さんとしてまとまった御見解のようなものを公にされたというような経緯はございますか。

厚生労働省（稲川課長） まとまった見解ということではないですけれども、あくまで、先ほどから御説明しておりますように、そういう形態というのが、反復、継続して社会一般に対して、募集等をされているかどうかで判断をするということになりますので、その結果、反復、継続し、社会性があるということであれば、それは別荘であっても許可の対

象になるというのが、我々の考え方です。

刀禰次長 その場合、通常は簡易宿所という意味でしょうか。

厚生労働省（稲川課長） 通常は恐らく簡易宿所とっていただくことになるのではないかと思います。

安念座長 しかし、多数人の定義には当てはまらないでしょう。

刀禰次長 1人で泊まる方もいます。

安念座長 ええ。1人あるいはせいぜい家族。

刀禰次長 それと、さっきおっしゃった、外れちゃうかどうかですね。

安念座長 そう、さっきのあれです。あと、どなたか、松村先生。

松村委員 別荘の件に関して、現行法ではそうだということはお伺いしたのですが、変えたほうがいいのか、変えなければいけないとかという意識は全くないということですか。

厚生労働省（稲川課長） 旅館業法自体が、ある意味、人が入れ替わるということに着目して、その衛生上の確保、感染症の蔓延とかということ、できている法律なので、やはり、そういう実態があるのであれば、それはやはり、旅館業の中で、規制をしていかなければならないというのが我々の考え方です。

松村委員 つまり、貸し別荘についても、そういうことをしなければ、恐らく活性化しないわけですよ。そもそも、住宅地になっていると、許可がとれないわけですから。そういう形で、地域を活性化する気が全くないということですか。

厚生労働省（稲川課長） 地域を活性化する気がないというかどうかといわれると、それはなかなか、そのお答えはしづらいのですが、ただ、旅館業法の、我々の観点としては、やはり、そういう人が頻繁に入れかわる施設である以上、その地域の活性化等はあるとはいえ、衛生的な観点からの規制というものは必要だと思っております。

安念座長 しかし、衛生がなんといっても眼目だとおっしゃるなら、別に許可制にしないでいいということですよ。ある種の行為規制を課す、例えば、届出制にする、例えばの話ですよ。あと、例えば、こういうのは現実的かどうかはわからないけれども、何か衛生上の検査をするとか、それから、シーツは少なくとも何日に一回、取りかえなければいけないとか、トイレとか、水回りについては、特にこういう衛生基準を設けるとか、それであってもよろしいのではないですか。

厚生労働省（稲川課長） 結局、今、先生がおっしゃったように、変えるということの意味というのは。

安念座長 衛生とは、例えばお風呂は毎日磨きましようとか、トイレはちゃんと掃除しましようねと、それから、リネンは取りかえましようねぐらいのことしか、やりようがないでしょう。そういう行為規制を課していけば、別に許可制でなくてもいいのではないかと気はするのですが、そういう発想にはならないものですか。

厚生労働省（稲川課長） やはり、そういうことを仮にしなかったことに対して、許可を取り消すというようなことを持っておかないといけないと思っていますので、ちょ

っと今の段階で、許可制を直ちに变えるというようなことは、考えはないのですが。

安念座長 別に、それは登録制等であっても別に、営業停止とかいうのは、ペナルティーとしてはあり得るわけだから、どうしても許可制でなければならないという理屈もないでしょう。

厚生労働省（稲川課長） 登録制で、一定の基準をかけて、営業の取り消しがあるというのだと、逆に、許可制とはどう違うことになるのでしょうか。それとも、許可制とほぼ同じなのでしょう。

安念座長 それはものの見方ですけれども、許可制というのは、一番最初のところで、いろいろな要件がひっかかってきて、しかも、今の条例までひっくるめて見ると、何のためにあるのかよくわからないものが腐るほどあるわけです。だから、おっしゃるように、規定の仕方によって、実質的に許可制と変わらないのではないかという、そういう届出制にするのか登録制とか、幾らだってあるわけだから、おっしゃることはわかるのですが、要するに、公衆衛生が満たされればいいはずなのですから、いろいろな規制の仕方があってしかるべきではないかということなのですよ。

厚生労働省（稲川課長） ただ、旅館業を始めるに当たって、こういうところで、大もとをしっかり押さえなければならないというところが、やはり許可にからしめることで担保したいということはありません。

安念座長 そうかなあ。どうぞ。

佐久間委員 私も不勉強だと思うのですが、この下宿営業の施設なり、規制の内容というのは、どういう規制があるのでしょうか。この、簡易宿泊営業というのはわかったのですが、下宿営業をする場合の、施設要件というのは何なのでしょう。

厚生労働省（稲川課長） 下宿営業ですと、1つは換気、採光という、照明等の話と、あとは、お風呂については、簡易宿所などと同じで、近隣に公衆浴場がある場合を除いては有すること、ということと、洗面設備、適切な数の便所、都道府県が条例で定めるものというのが、今の下宿営業の構造設備基準でございます。

佐久間委員 そうすると、その物理的な構造としては、大体別荘はそれを満たすと、こう考えていいわけですね。

厚生労働省（稲川課長） 物理的には恐らく、部屋の要件として、5室、10室みたいな話はないので、それはそういうことになると思います。

刀禰次長 ただ、先ほどありました、1カ月とかいう期間でないとは下宿営業の許可にはならないということですね。あと、もう一つ、事務方で議論しておりましたときにありましたのが、貸し別荘という言葉と、別荘貸しと、使い分けたほうがよいという話もしていたのです。どういう意味かといいますと、専ら貸すことを目的としているのであれば、それは確かに、いろいろな方が入れかわり立ちかわり替われば衛生水準がどうなってしまうかわからないので、やはり、まさに営業ですし、規制がそれなりに強くかかる。例えば別荘地でそういうものがあるというのは、恐らく周りの方から見ても、不安かもしれませ

ん。他方で、本来はまさに別荘の目的で使っているものを、副次的に、期間の概念でいえば、例えば1年の半分以下という形で第三者にお貸しをするという場合に、親戚が幅広く入れかわり立ちかわり泊まりに来るものと、現在の日本において何か衛生上で違いはあるのだろうかということがあるので、そうすると、なぜその場合に衛生上の理由でそれができない、ということになるのかがよく理解できないという意見がございました。

安念座長 そうでしょうね。ほかにいかがですか。では、とりあえずの作業としては、そもそも国の法令と条例がそこを生じていないかを、まず確認しなければならないですね。

つまり、ひょっとすると、都道府県の側の誤解によって、国の法令よりも、もっと厳しい基準をつくってしまっているかもしれないから、まずそれから調べましょう。

あとは、当然、我々としては、立法論をしたいところなのですが、当面の課題としては、やはり営業とは何ぞやということと、宿泊の対価とは何であるかということをも明確化していけば、少なくともビジネスにとっては要らぬ苦勞をしなくてもいいという場合も出てくるだろうと思います。

そこで、主としては、一時的なイベントあるいは農家民泊等についての営業や対価の意味、あるいは、今、刀禰次長のおっしゃるところでは貸し別荘ではなくて、別荘貸し、これらが問題意識や御提案として出ているところですので、とりあえず足元の問題としては、今のような業態というのか、プラクティスというのか、そういうものについて、営業と非営業の大体の境目、それから、対価と宿泊の対価でないものとの境目を、できるだけ明確にするという作業をしたい。そうすることで、ある程度は、そのビジネスサイドの需要を満たしていけるのかなと思っておりますので、とりあえずそういう作業をさせていただけるといいなと思っております。

厚生労働省（稲川課長） 私どもも、今日いただいた問題意識を踏まえて、どういうことができるかを考えていきたいと思っております。

安念座長 よろしゅうございますか。今日は皆さん、ありがとうございました。

（厚生労働省、退室）

安念座長 それでは、事務的な御連絡をお願いいたします。

柿原参事官 次回のワーキングの日程につきましては、追って御連絡いたします。よろしくをお願いいたします。

安念座長 どうも皆さん、ありがとうございました。